

## 人事院公示第1号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、昭和60年人事院公示第2号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和8年1月16日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一 人事院規則11—4（職員の身分保障）に規定する次に掲げる事項	一 人事院規則11—4（職員の身分保障）に規定する次に掲げる事項
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) <u>第5条第3項</u> 本文の規定に基づき、第3条第1項第1号又は第3号の規定による休職の期間の更新について承認すること。	(4) <u>第5条第3項</u> の規定に基づき、第3条第1項第1号又は第3号の規定による休職の期間の更新について承認すること。
(5)～(8) (略)	(5)～(8) (略)
二 (略)	二 (略)
3 (略)	3 (略)

- 2 この決定による改正は、令和8年3月1日から効力を発生する。